

## 第2号議案

### 兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

#### 第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 組合員は、保険料として次の区分による月額の高算額を組合に納付しなければならない。

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。

ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

(1) 第一種組合員 1 人につき（組合職員を除く）	<u>29,500 円</u>
(2) 第二種組合員 1 人につき	5,000 円
(3) 准組合員 1 人につき	<u>12,500 円</u>
(4) 組合職員 1 人につき	<u>12,500 円</u>
(5) 組合員・准組合員・組合職員の家族 1 人につき	<u>9,000 円</u>

- 2 組合員は（第二種組合員を除く）、後期高齢者支援金として支援金保険料を組合員・准組合員の世帯に属する被保険者全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

後期高齢者支援金保険料 被保険者 1 人につき 5,500 円

- 3 組合員は、介護納付金として被保険者の属する組合員及び准組合員の世帯に係る次の金額を毎月、前各号に規定する保険料に併せ保険料として、毎月組合に納付しなければならない。

介護保険法第9条第2号被保険者 1 人につき 6,000 円

- 4 組合員は、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者並びに准組合員及び准組合員の世帯に属する被保険者（以下「被保険者等」という。）の相互扶助を目的とした、組合被保険者等福利共済事業の運営負担金として、組合員・准組合員の世帯に属する被保険者等全員についての次の保険料を、前項に併せて毎月組合に納付しなければならない。

被保険者等 1 人につき 1,000 円

(改 正)

#### 第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第26条 組合員は、保険料として次の区分による月額の高算額を組合に納付しなければならない。

- 1 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下単に「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため算定した基礎賦課額。

ただし、第二種組合員の基礎賦課額は、第二種組合員の保健事業に充てるために算定した額とする。

(1) 第一種組合員 1 人につき（組合職員を除く）	<u>35,000 円</u>
(2) 第二種組合員 1 人につき	5,000 円
(3) 准組合員 1 人につき	<u>13,000 円</u>
(4) 組合職員 1 人につき	<u>13,000 円</u>
(5) 組合員・准組合員・組合職員の家族 1 人につき	<u>9,500 円</u>

- 2 略

- 3 略

- 4 略

(現 行)

(保険料の減免)

第 34 条 保険料の納付義務者が前条各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認められるものに対し、その申請により理事会の承認を得て、規約第 26 条第 1 項に規定する基礎賦課額について減免することができる。

2 組合員の前年の所得により決定される、当該年度（4 月から 3 月）の住民税の課税総所得金額 が 200 万円未満であるときは、理事会の議を経て、規約第 26 条第 1 項に規定する当該年度の基礎賦課額を減額することができる。

ただし、その申請は当該年度の 7 月末日までの申請は年度当初から、それ以降の申請は、申請のあった翌月より基礎賦課額を減額することができるものとする。

3 前項の規定による基礎賦課額は次のとおりとする。

(第一種組合員基礎賦課額)

区 分	組合員	准組合員	家 族
150 万円以上 200 万円未満	<u>18,000 円</u>	<u>12,500 円</u>	3,500 円
100 万円以上 150 万円未満	<u>13,000 円</u>	<u>12,500 円</u>	3,000 円
50 万円以上 100 万円未満	<u>8,500 円</u>	<u>12,500 円</u>	2,500 円
50 万円未満	<u>4,000 円</u>	<u>12,500 円</u>	2,000 円
0	<u>2,000 円</u>	<u>12,500 円</u>	1,500 円

(第二種組合員基礎賦課額)

区 分	組合員	准組合員	家 族
100 万円以上 200 万円未満	4,000 円	-----	-----
100 万円未満	2,000 円	-----	-----
0	1,000 円	-----	-----

(改 正)

(保険料の減免)

第 34 条 略

2 略

3 略

(第一種組合員基礎賦課額)

区 分	組合員	准組合員	家 族
150 万円以上 200 万円未満	<u>21,500 円</u>	<u>13,000 円</u>	3,500 円
100 万円以上 150 万円未満	<u>15,500 円</u>	<u>13,000 円</u>	3,000 円
50 万円以上 100 万円未満	<u>10,000 円</u>	<u>13,000 円</u>	2,500 円
50 万円未満	<u>5,000 円</u>	<u>13,000 円</u>	2,000 円
0	<u>2,500 円</u>	<u>13,000 円</u>	1,500 円

(第二種組合員基礎賦課額)

略

附則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、この規約による第 26 条の規定は、令和 7 年 4 月分の保険料から適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による